

(案)

国 運 審 第 号
令和6年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請について

令6第9001号

令和6年5月7日付け国空事第84号をもって諮問された上記の事案
については、審議した結果、次のとおり答申する。

(案)

主 文

スプリング・ジャパン株式会社の申請に係る混雑空港（東京国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、東京国際空港を使用して国内定期航空運送事業を営むため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、東京国際空港～新千歳空港間及び東京国際空港～北九州空港間の各路線について、令和6年8月1日からエアバス式321CEO型を貨物専用機として使用し、1日に1往復の運航を行おうとするものである。

2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、航空法第107条の3第1項の規定により、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

また、国土交通大臣は、当該許可をしようとするときは、同条第3項各号の基準によってこれをしなければならないとされており、その許可の基準は以下のとおりである。

- (1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること
- (2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件については公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

(案)

本件申請は、次のとおり上記 2. の要件を満たしている。

- (1) 申請者の運航計画に定める東京国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む使用状況等から判断し、同空港における発着調整基準に合致している。

また、申請者の運航計画は、関係空港における発着時刻がそれぞれ各空港の利用時間内となっているとともに、各空港で運航及び整備等に要する時間及び体制が確保されている。

このため、申請者の運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものであると認められる。

- (2) 現在、東京国際空港～新千歳空港間及び東京国際空港～北九州空港間の各路線では、他の航空運送事業者により、航空貨物を受け入れることのできる旅客便がそれぞれ 1 日に 50 往復程度及び 10 往復程度運航されている。

申請者の運航計画は、上記各路線において現在運航されていない時間帯に新たに貨物専用機を運航するものであり、より利用者の利便に適合する輸送サービスが提供されることとなる。

このため、本件申請は東京国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

4. 以上のことから、本件申請は航空法第 107 条の 3 第 3 項各号に掲げる基準に適合するものとして、同条第 1 項に基づき、国土交通大臣が本件申請を許可することは適当であると認める。